

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第7回)における自治体・事業者への質問・意見及びそれに対する回答

質問・意見	回答
<p>【大谷構成員からの質問①】→鹿児島県様 公設光ファイバ設備の民間移行を阻害している事情は、移行後の補修費などの巨額の維持コストが中心的なものであり、費用負担の問題が解消すれば、民間移行には大きな支障がないと考えてよいか。光ケーブル規格の相違については一時費用なので、維持コストの問題が解消すれば自ずと解決に向かうと考えてよいか。</p>	<p>【鹿児島県様の回答】 民間移行への支障となっているのは、「移行後の補修費などの巨額の維持コスト」及び「(必要な場合は)規格改修費」です。 現状においてはこれらの一部を市町村が負担しなければ、民間事業者は移行に応じないと認識しております。 仮に、ユニバーサルサービス制度の導入により維持コストの問題が解消したとしても、光ファイバの規格によっては、移行時に巨額の規格改修費を求められることが考えられます。一時費用とはいえ巨額の規格改修費の負担は困難であり移行が進まないことが想定されます。</p>
<p>【大谷構成員からの質問②】→南丹市様 森林が9割を占めるという土地柄の場合、FTTH以外によるブロードバンド通信の確保では、通信が安定しないなどの懸念があるかどうか。</p>	<p>【南丹市様の回答】 FTTHにこだわるつもりはありませんが、例えば無線の場合、山の影響で1つのアンテナがカバーできるエリアが限られると思われれます。谷を見下ろせる高台に高出力のアンテナを設置するか、集落ごとにアンテナを設置することになると思います。ただ、過疎化に伴い1つの集落の世帯が10世帯以下というところも多いため、集落ごとに無線のアンテナを整備するというのは非効率のようにも思います。</p>
<p>【大谷構成員のコメント】 人口減少が見込まれる離島等では、公設公営を民間移行したとしても、海底ケーブルの維持管理や基地局設備更新に巨額のコストが見込まれるため、民間移行を進めることが難しいことが理解できた。公設公営のままでは、補助金等があっても、やがては財政を圧迫し、その他の住民サービスとのトレードオフが生じかねない</p>	<p>-</p>

<p>と考えられる。現状追認で全ての維持費用をユニバーサルサービスとして全国で負担することとすると負担金は大きいものとなるが、民間移行することを一応想定したうえで一定の効率性を加味したモデルで維持コストをはじき出した場合、実際にかかる経費との差分が見込まれることも考えられ、モデルの作成には工夫が必要であろう。</p>	
<p><b>【関口構成員からの質問①】</b> →鹿児島県様  「民間事業者への譲渡を検討すべき時に来ていると考えるが、担当者レベルの話ではあるが、民間事業者は譲渡を望んでいない」(資料 5 頁)、「通信事業者所有の光ケーブルの仕様や規格と異なることから、譲渡に際し財政負担が巨額になる」(資料 11 頁)、「通信事業者所有の光ケーブルの仕様や規格と異なることから、譲渡に応じてもらえない」(資料 11 頁)等のご説明からは、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」9 頁(財産処分)が想定するような経過年数 10 年以上の場合の無償譲渡(或いは「仮に整備完了後 10 年未満の設備の譲渡等を希望する場合は、国庫納付に関する条件を付して承認することが原則」(ガイドライン 10 頁))を前提とした場合、事業者との協議内容にもよりますが、既存設備の撤去と再敷設費用の負担が必要になるようなケースも可能性としては想定し得ると思われます。  更に、今後の過疎化の状況等を勘案するならば、仮に譲渡交渉が進んだ場合にも、事業者との協議によっ</p>	<p><b>【鹿児島県様からの回答】</b>  御質問は、「譲渡の際の改修費や負担金などが巨額になるのであれば、現行と同様、毎年の維持管理費を市町村が負担し続ける、といった選択肢もあるのではないか」という主旨かと考えます。  その上で、次のとおり回答いたします。  ① 光ファイバについて  通信技術が年々進化していく中、設備を所有する市町村においては更新が困難な一方で、都市部では民間事業者が最新の技術を取り入れた設備を更新していくことが想定されることから、都市部との間に新たな情報格差が生じることを懸念しております。  ② 携帯電話基地局について  当県から携帯電話事業者に「過去に国補助金等を活用し、貴社の携帯電話基地局及び伝送路を整備した自治体の施設について、将来的に貴社が譲渡を受けられる施設があるか。また、ある場合、条件はどのようなものか御教示いただきたい」旨を問い合わせたところ、「国の補助金を活用して自治体が整備した施設に関しては、譲渡は受けない」との回答があったところです。  このため、公設の携帯電話基地局については、そもそも譲渡に際し、必要とな</p>

では、ガイドラインが示す「後年度の運営赤字の補填として地方公共団体から支払われる負担金」(ガイドライン 14 頁)が必要になるケースも可能性としては想定されません。

仮にそのような最悪の状況を想定するならば、現状維持プランも消去法的には選択肢に入ってくると思われませんが、御県のご見解を賜りたいと思います(県内市町村の現状・意見 10 頁の「維持管理費について、今後 10 年間で 40 百万円弱の負担が生じる見込み」という指摘は全県での金額ではないと思われませんが、全体の維持推計額もお示し下さい)。

る負担すら算出できないところでは。

当県においては、国補助金等を活用して整備を行った施設について、1 事業者が独占して使用している一方で、同じ地域において、他の事業者は、全額自己負担で施設を整備しているケースも多くあります。

貴研究会の資料に「携帯電話については競争によりすべての世帯におけるエリアカバーが実現される見込み」との記載がありますが、前述のとおり、地域によっては、費用の一部を公費で負担している事業者と全く負担していない事業者が異なる条件で競争しています。

公平な競争を実現するためには、その前提として、公費で整備された携帯電話施設に関しては、事業者が自治体からの譲渡を拒否できない制度を創設すべきであると考えます。

また、現在サービスエリア外となっている地域は、利用人口が少ないことから事業者の参入が見込めず、事業者の競争のみでは「エリア外人口ゼロ」を達成することは困難であり、費用負担に係る新たな制度が必要と考えます。

### ③ 10年間の維持管理費について

県内市町村の現状・意見 10 頁に記載した維持管理費については、特定の 1 市町村で、今後 10 年間で 40 百万円弱の負担が生じる見込みである旨を記載したものです(高度無線環境整備推進事業を活用する民間事業者が、維持管理費として市町村に求めた一部負担金)。

なお、県全体における今後 10 年間の維持管理費の見込み額については、把握しておりません。参考ではありますが、把握できている市町村の合計額は次のとおりです。

光ファイバ: 882,300 千円(3市町村分)

携帯電話: 217,402 千円(4市町村分)

【関口構成員からの質問②】→南丹市様

御市の12・13頁資料は資金ベースの収支であると理解されます。

民間ベースの採算計算としての損益計算もお示しください。

例えば、損益項目を抜き出して数値を抽出してみれば（国庫補助金は圧縮記帳によって課税が繰り延べられる処理が行われていると仮定して収益計上から外しています）。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
料金等 収入	292	290	287	292	292	339	335	334	338
指定管 理料	200	198	198	219	226	231	236	236	236
保守修 繕等	31	23	32	31	32	44	62	47	33
減価償 却費	?	?	?	?	?	?	?	?	?

毎年度の償却費負担がどの程度かにも依りますが、損益計算ベースでは全ての年度において収支差額はプラスになっているようにも思われます。

【藤井構成員からの質問①】→粟島浦村様

研究会での回答で、携帯電話事業者は村営の光ネットワークを使っていないとのことであったが、携帯電話基地局からコアネットワークにつながるバックボーンは携帯電話事業者が準備していると考えてよいか。光ファイバは村が敷設したものしかなく、それを携帯電話事業者が使っていないということは、無線リンクでコアネットワ

【南丹市様の回答】

公設公営で運営しており資産税等も課税されないため、減価償却という考え方はしておらず、また民間ベースの損益計算も行っておりませんので、申し訳ありませんがご了承願います。

【粟島浦村様の回答】

粟島浦村と対岸の新潟県村上市との間は、NTT 東日本のマイクロ無線で島内固定電話、ADSL、LGWAN の役場専用線、携帯電話事業者のバックボーン回線に使われています。回線容量は1.2Gbpsです。携帯事業者は、島内2地区を結ぶ専用光回線を一部敷設していますが、KDDI は昨年設置しました基地局はマイクロ無線ではなく、衛星携帯方式ですので、容量が小さく音声通話が主体となっています。

<p>ークとつないでいる形と考えてよいか。</p>	
<p>【藤井構成員からの質問②】→松山市様 島しょ部向けの WiFi、民間事業者敷設の回線があり、携帯電話のサービスエリアでもあるとのことであったが、この民間事業者敷設の回線は光回線ではないものを利用しているのか。</p>	<p>【松山市様の回答】 まず、一点目の「島しょ部の住民向けの向けの Wi-Fi サービス」に関しては、平成 17 年当時、本土～島間若しくは島間の海上部分を市の 18 Ghz 無線で結び、島内の拠点施設は市が整備した光回線で結び、拠点施設に住民用の端末を設置することで、住民は、近くの集会所などの拠点施設まで行けばインターネットを行うことができるようになった。その後、平成 21 年度に、民間通信事業者（A）から、Wi-Fi 技術の進歩によって、住民に低価格でサービス提供できるとの申し出があり、拠点施設に、民間通信事業者（A）が Wi-Fi のアクセスポイントを整備し、契約者宅に受信アンテナを設置することで、住民向けに Wi-Fi によるインターネットサービスを提供している。なお、海上を 18 Ghz 無線で結んでいた区間のうち一部区間は、民間通信事業者（B）が、海底ケーブルを敷設し、企業向けの通信サービス（次の段落二点目参照）を提供し始めたため、この区間に関しては、民間通信事業者（B）に切り替え、通信の安定化を図った。 よって、島しょ部の Wi-Fi に関しては、海上部分は民間通信事業者（B）の光回線または市の 18 Ghz 無線、島内は市の光ケーブル、島内拠点施設から各ご家庭の間は民間通信事業者（A）の Wi-Fi 設備とアンテナを介して、サービス提供されています。 次に、二点目の「民間事業者敷設の回線」は、松山市本土と興居島、睦月島、中島本島、怒和島へは、民間通信事業者（B）によって海底ケーブルが敷設されていて、各島では企業向けの通信サービスが提供されている（中島大浦地区を除き一般家庭向けのサービスは提供されていない。）。 最後に、三点目の「携帯電話のサービスエリアの回線」に関しては、携帯キャリア提供のサービスに関しては、市が整備には関与していないため、その回線種類に関しては、認知していません。</p>

【藤井構成員からの質問③】→無線通信事業者

今回のヒヤリングで、条件不利地域で無線通信事業者が市区町村から鉄塔を借用している例に対し、そのメンテナンス費用の市区町村の負担も課題であると認識した。競争環境にあり自ら設備投資を行っているとして無線通信事業者の説明との整合性はどのように考えるか。

【KDDI 様の回答】

- ・ 地方自治体様から鉄塔等の設備を借用する際、その施設の維持・管理及び補修等に係る費用の扱いについては、協議により決定しております。
- ・ なお、鉄塔等の設備の大規模修繕が必要になった事例は今までほとんどございませんが、例のような大規模修繕の必要性が生じた場合においては、個別具体的な事例に基づき、地方自治体様と協議をいたします。

【ソフトバンク様の回答】

当社が基地局を設置するにあたり、市区町村の所有する土地・鉄塔等のリソースを借用することがございますが、借用条件は各市区町村と個別協議を行い締結している契約に基づきます。ご質問のケースは、市区町村が所有する鉄塔自体のメンテナンス費用の負担を指すものと理解しておりますが、携帯事業者自らが設備投資を行うという説明と矛盾はしないものと考えます。

【ドコモ様の回答】

原則として自社で投資を行いエリア拡大に努めておりますが、競争環境にあり自ら設備投資を行っている地域と事情が異なり、条件不利地域等、自社設置では採算が確保できない地域がございます。

当該地域においては、自治体設備を借り受けること等により、エリア化をしている場合もあります。そういった設備について、譲渡のご要望があった場合には、ケース・バイ・ケースで個別に判断させて頂いております。